

# 介護休業手当金請求書

新規請求  
 変更請求

組合員証	記号		組合員	フリガナ		所属機関	名称			
	番号			氏名			所在地			
個人番号 ※									※ 組合員証記号・番号を記入の場合は不要です。	
を組合員の介護者とする	フリガナ				住居区分	<input type="checkbox"/> 組合員と同居 <input type="checkbox"/> 組合員と別居		請求金額 円		
	氏名									
	続柄	住所				介護休業承認期間	初日	年	月	日
					末日		年	月	日	
標準報酬月額		等級		円		介護休業手当金の請求期間 (注1)				
						年 月 日 ~ 年 月 日				
上記のとおり請求します。 熊本県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 〒 請求者 住所 氏名						上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属 職 名 所属 氏 名				

注1) この請求書は月単位で作成することとし、提出の際は、承認請求書(写)、承認書(写)、出勤簿(写)及び報酬支給額証明書を添付してください。

注2) 支給対象日(介護休業を日単位で取得した日)土・日等勤務を要さない日は、支給対象日となりません。

**以下は、共済組合使用欄につき記入不要**

決定伺	課長	課長補佐	係長	係員
下記のとおり決定してよろしいか。				
※決定額 円				

**介護休業手当金の額(調整前の額) = 給付日額 × 支給日数**

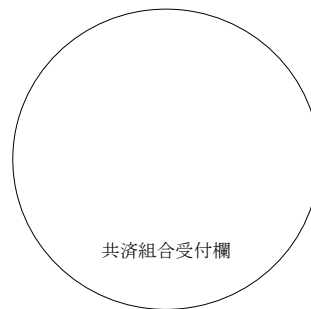
- ・標準報酬日額(A) = 掛金の標準となった標準報酬月額の22分の1に相当する金額
- ・給付日額(B) = 標準報酬日額 × 67/100
- ・給付上限額(C) = (ア) × 30 × 67/100 × 1/22

(ア) 雇用保険法第17条第4項第2号ロ(第18条第1項及び第2項)に定める額 = 16,530円 ... (毎年8月1日改定)

算定表	標準報酬日額(A)	給付日額(B)	給付上限額(C)	支給日数(D)	介護休業手当金(E)
	円	円	15,102 円	日	円
	10円未満四捨五入	円未満切捨て	円未満切捨て	支給対象日	B>C⇒C×D、B≤C⇒B×D

○給与報酬との調整額(※報酬支給額証明書参照)

給与	調整額(ウ)	差引支給額(E)-(ウ)
	円	円



# 報酬支給額証明書

組合員証	記号		組合員	フリガナ		標準報酬月額		当該月の勤務を要する日数A	当該月の介護休業取得日数B
	番号			氏名		等級		円	日

期間		令和 年 月 分給与報酬	減額された給与報酬	※給料月額の減額
給与報酬①		支給実績	減額実績	
種別	本来の支給月額			F 勤務1時間当たりの減額単価
給料月額	円	円	0 円	円
地域手当	円	円	0 円	
小計	C 0 円	C1 0 円	0 円	G 1日当たりの勤務時間
給与報酬②		支給実績	減額実績	
種別(※)	本来の支給月額			H 1日当たりの減額単価 (F×G)
扶養手当	円	円	0 円	0 円
住居手当	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
小計	D 0 円	D1 0 円	0 円	
合計	E (C+D) 0 円	E1 (C1+D1) 0 円	0 円	

※ 通勤手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当等は除く。

令和 年 月の介護休業取得月の給与報酬について、上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

所属機関の長 職名  
又は  
給与事務担当者 氏名

## 支給額算定調書

<出勤しなかった期間に支払われた報酬の日額>

報酬①	I (C÷A)	0.00 円
報酬②	J (D÷22)	0.00 円
1日当たりの減額単価	H	0 円
報酬日額	K (I-H)+J【※】	0 円

【※】 (I-H) がマイナスとなった場合は「0円」とする。

(注) 報酬日額に1円未満の端数が生じる場合には、端数切り捨て。

### (1) 介護休業手当金の給付日額の算定

雇用保険法第17条第4項第2号ハ(第18条第1項及び第2項)に定める額	雇用保険 給付上限相当額
( 16,530 ) 円 × 30 × 67/100 × 1/22 =	( 15,102 ) 円 (円未満切り捨て) …… ア
標準報酬月額	標準報酬日額
( 0 ) 円 × 1 / 22 =	( 0 ) 円 (10円未満四捨五入)
標準報酬日額	給付日額
( 0 ) 円 × 67/100 =	( 0 ) 円 (円未満切り捨て) …………… イ

### (2) 給与報酬との調整額

報酬日額K (休業1日当たりの調整額)	支給対象日数B	休暇期間に支払われた給与報酬月額
0 円	0 日	0 円 …………… ウ

### (5) 支給額の決定

給付日額 (ア又はイの いずれか低い額)	支給対象日数B	調整額 (ウ)	支給決定額
( 0 円 )	( 0 日 )	( 0 円 )	0 円